

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	管理美容師資格認定講習会の指定
②	法令名	美容師法
③	法令番号	昭和32年6月3日法律第163号
④	根拠条項	第12条の3第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第十二条の三 美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者(以下「管理美容師」という。)を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第二項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。 2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。
⑦	審査基準	美容師法第12条の3第2項 美容師法施行規則第23条 「管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定基準の運用について」(平成21年1月28日付健発第0128008号厚生労働省健康局長通知)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から30日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	申請のあった日から30日以内
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業担当(075-414-4757)
⑬	備考	